

東松島市学校給食センター
維持管理運営包括委託事業

事業者選定基準

令和 7 年 7 月 22 日

東 松 島 市

< 目 次 >

1	本書の位置づけ	1
2	事業者選定の概要	1
	(1) 事業者の選定方式	1
	(2) 事業者の選定方法	1
	(3) 事業者の選定体制	1
3	審査の手順	2
	(1) 参加資格確認審査	2
	(2) 提案審査（基礎審査、定性審査、価格審査）	2
4	参加資格確認審査	3
5	提案審査（基礎審査）	3
	(1) 参加資格に関する適格審査	3
	(2) 見積金額に関する適格審査	3
	(3) 基本的要件に関する適格審査	3
6	提案審査（定性審査）	4
	(1) 事業計画に関する提案審査	6
	(2) 維持管理計画に関する提案審査	6
	(3) 運営計画に関する提案審査	7
	(4) 提案全体に関する審査	8
7	提案審査（価格審査）	8
	(1) 見積金額に関する提案審査	8
8	優先交渉権者及び次順位交渉権者の選定	8
	(1) 優先交渉権者及び次順位交渉権者の選定（定性審査と価格審査の総合評価）	8

1 本書の位置づけ

本事業者選定基準は、東松島市（以下「市」という。）が、東松島市学校給食センター維持管理運営包括委託事業を実施するに当たって、応募者を対象に交付（公表）する募集要項と一体のものである。

事業者選定基準は、事業者を選定するに当たって、優れた提案を行った応募者（優先交渉権者及び次順位交渉権者）を選定するための方法及び評価基準等を示し、応募者の行う提案等に具体的な指針を与えるものである。

2 事業者選定の概要

(1) 事業者の選定方式

本事業は、維持管理・運営の各業務を通じて、事業者に安全・安心で、効率的かつ効果的な学校給食の提供を、安定的かつ継続的に求めるものである。

したがって、事業者の選定に当たっては、応募者が募集要項に記載する参加資格を有しており、かつ提案内容が要求水準を満たしていることを前提として、透明性及び公平性が確保されることに十分配慮したうえで、公募型プロポーザル方式により行うものとする。

(2) 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式による優先交渉権者及び次順位交渉権者の選定は、参加資格確認審査と提案審査（基礎審査、定性審査、価格審査）の二段階により実施する。なお、参加資格確認審査の結果は、提案審査のための提案を受け付ける応募者を選定するためにのみ用いることとし、提案審査には持ち越さない。

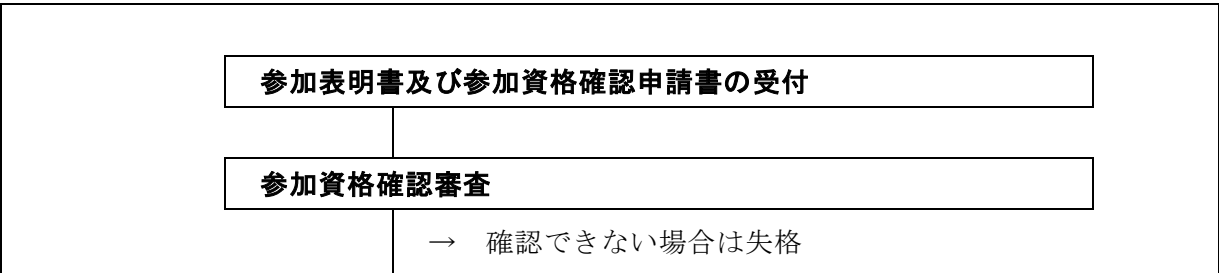
(3) 事業者の選定体制

本事業に関する優先交渉権者及び次順位交渉権者は、市が「東松島市学校給食センター維持管理運営包括委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき設置した「東松島市学校給食センター維持管理運営包括委託業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）により選定し、当該選定結果を受けて、市が決定する。

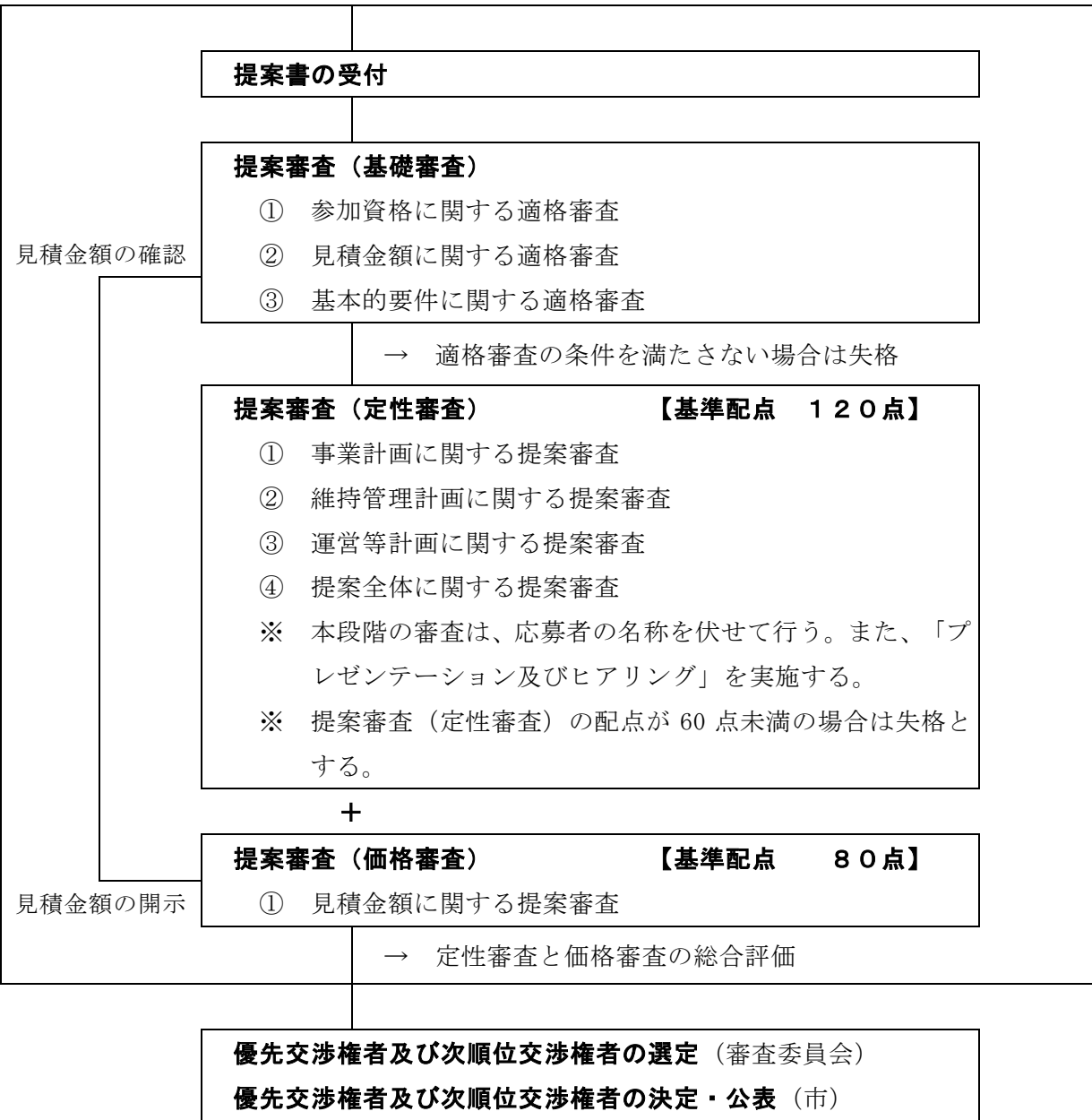
3 審査の手順

審査の手順は、以下のとおりである。

(1) 参加資格確認審査



(2) 提案審査（基礎審査、定性審査、価格審査）



4 参加資格確認審査

参加資格確認審査は、応募者の備えるべき参加資格（応募者の参加要件、応募企業又は応募グループの構成員の資格要件、応募企業又は応募グループの構成員及び協力企業の制限に掲げる要件）に関して、募集要項等に示す要件を満たしていることの確認審査を行う。確認審査の要件を1つでも満たさない場合は失格とする。

5 提案審査（基礎審査）

提案審査（基礎審査）は、参加資格に関する適格審査、見積金額に関する適格審査及び基本的要件に関する適格審査を行う。適格審査の要件を1つでも満たさない場合は失格とする。

(1) 参加資格に関する適格審査

応募者の備えるべき参加資格に関して、公募要項等に示す要件を満たしていることの適格審査を行う。

(2) 見積金額に関する適格審査

応募者の提出した見積金額に基づいて算定された契約金額が、市が定めた委託料支払総額の上限価格の範囲内であることの適格審査を行う。

(3) 基本的要件に関する適格審査

基本的要件に関して、以下の基本項目の審査基準を満たしていることの適格審査を行う。

1) 事業計画に関する項目

基本項目	審査基準
事業実施工程	・事業実施工程が明示されているとともに、要求条件が満たされていること。
特別目的会社	・特別目的会社への出資内容が明示されているとともに、出資条件が満たされていること。
市の支払	・市の支払（維持管理業務に対するサービス対価及び運営業務に対するサービス対価の算定に重大な誤りがないとともに、支払条件が満たされていること。

2) 維持管理計画に関する項目

基本項目	審査基準
維持管理業務に関する開業準備・引継業務	・維持管理業務に関する開業準備・引継業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
建築物保守管理業務	・建築物保守管理業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
建築設備保守管理業務	・建築設備保守管理業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
附帯施設保守管理業務	・附帯施設保守管理業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務	・調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
清掃業務	・清掃業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。

警備業務	・警備業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
施設等調査業務	・施設等調査業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。

3) 運営計画に関する項目

基本項目	審査基準
運営業務に関する開業準備・引継業務	・運営業務に関する開業準備・引継業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
食材検収補助業務	・食材検収補助業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
調理業務	・調理業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
衛生管理業務	・衛生管理業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
食物アレルギー対応食調理業務	・食物アレルギー対応食調理業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
配送・回収業務	・配送・回収業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
食器食缶等の洗浄・保管業務	・食器食缶等の洗浄・保管業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
残滓処理業務	・残滓処理業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
運営備品調達業務	・運営備品調達業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。

6 提案審査（定性審査）

提案審査（定性審査）は、事業計画に関する提案審査、維持管理計画に関する提案審査、運営計画に関する提案審査、提案全体に関する提案審査を行う。

応募者より提出された提案書の内容について、以下に示す審査項目ごとに配点を行うものとし、基準配点の合計は120点とする。個々の配点は、それぞれの審査項目における基準配点に評価区分に応じた配点比率を乗じて算定する。この場合、四捨五入は行わないものとする。提案審査（定性審査）の配点が60点未満の場合は失格とする。（様式欄に、対象とする主な様式を示しているが、その他の提案書類全般を総合的に判断し、審査を行うものとする。）

審査項目・基準配点

審査項目		基準配点	
(1) 事業計画に関する項目	1) 事業計画の基本方針	5	20
	2) リスク管理計画	15	
(2) 維持管理計画に関する項目	1) 維持管理業務の基本方針及び実施体制	6	30
	2) 建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、附帯施設保守管理業務、外構等保守管理業務	6	
	3) 調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務	6	
	4) 清掃業務	6	
	5) 警備業務	3	
	6) 施設等調査業務	3	
(3) 運営計画に関する項目	1) 運営業務の基本方針及び実施体制	10	50
	2) 食材検収補助業務、調理業務、食物アレルギー対応食調理業務	10	
	3) 衛生管理業務	10	
	4) 配送・回収業務	10	
	5) 食器食缶等の洗浄・残滓処理業務、残滓処理業務	6	
	6) 運営備品調達業務	4	
(4) 提案全体に関する項目		20	
合 計		120	

評価区分・配点比率

評価区分	配点比率
① 審査項目に対する提案において優れている点はない	0%
② ①と③の中間程度	25%
③ 優れている（要求水準を超えた優れた提案が複数項目以上ある。）	50%
④ ③と⑤の中間程度	75%
⑤ 特に優れている（要求水準を超えた優れた提案が、相当項目ある。）	100%

(1) 事業計画に関する提案審査**(20点)**

審査項目と評価指針	基準 配点	対象とする 主な様式
1) 事業計画の基本方針	5	20他
ア 事業計画に当たっての基本方針が適切な内容となっているか。特に、供用開始後 16 年目をむかえる学校給食センター事業について、事業者ならではの創意工夫と十分な配慮がなされているか。		
2) リスク管理計画	15	21他
ア 想定されるリスクが十分に検討され、リスクの発生を未然に防止できる実施体制等が適切に確保されているか。(実施体制等とともに、企業間の情報共有の方法等が提示されているか。)		
イ リスクの発生時においても事業を継続させるため、有効なバックアップ体制等が適切に確保されているか。(バックアップ体制等とともに、リスクの分担、責任者の配置、意思決定の手続、関係者との協議等が提示されているか。)		
ウ 提供するサービスの質等を維持継続させるため、有効な対応策等が適切に確保されているか。		

(2) 維持管理計画に関する提案審査**(30点)**

審査項目と評価指針	基準 配点	対象とする 主な様式
1) 維持管理業務の基本方針及び実施体制	6	27他
ア 維持管理業務を実施するに当たっての基本方針が適切な内容となっているか。特に、供用開始後 16 年目をむかえる学校給食センターの施設等の維持管理業務について、事業者ならではの創意工夫と十分な配慮がなされているか。		
イ 維持管理業務を円滑に行うための実施体制等が適切に確保されているか。		
ウ 維持管理業務に関する開業準備・引継業務について、事業者ならではの創意工夫と十分な配慮がなされているか。		
エ その他独自に計画、配慮した点		
2) 建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、附帯施設保守管理業務、外構等保守管理業務	6	28他
ア 建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、附帯施設保守管理業務、外構等保守管理業務の内容が、供用開始後 16 年目をむかえる学校給食センターの施設等であることを前提として、具体的かつ適切な内容となっているか。		
イ その他独自に計画、配慮した点		
3) 調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務	6	29他
ア 調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務の内容が、供用開始後 16 年目をむかえる学校給食センターの施設等であることを前提として、具体的かつ適切な内容となっているか。		
イ その他独自に計画、配慮した点		
4) 清掃業務	6	30他
ア 清掃業務の内容が、衛生管理に対する最大限の配慮を前提として、具体的かつ適切な内容となっているか。		
イ その他独自に計画、配慮した点		

5) 警備業務	3	3 0 他
ア 警備業務の内容が、具体的かつ適切な内容となっているか。		
イ その他独自に計画、配慮した点		
6) 施設等調査業務	3	3 1 他
ア 施設調査業務の内容が、具体的かつ適切な内容となっているか。		
イ その他独自に計画、配慮した点		

(3) 運営計画に関する提案審査

(50点)

審査項目と評価指針	基準 配点	対象とする 主な様式
1) 運営等業務の基本方針及び実施体制	1 0	3 3 他
ア 運営等業務を実施するに当たっての基本方針が適切な内容となっているか。特に、供用開始後 16 年目をむかえる学校給食センターの運営等業務について、事業者ならではの創意工夫と十分な配慮がなされているか。		
イ 運営等業務を円滑に行うための実施体制等が適切に確保されているか。(業務体制等とともに、責任者等が不測時の業務補完体制、市が要求する提供給食数の変動への対応策等が提示され、適切な内容となっているか。)		
ウ 運営等業務のマニュアル作成及び従業員の教育・訓練が適切に計画されているか。		
エ 維持管理費・運営費及び光熱水費等からなる L C C を低減させる観点から、運営業務の内容が適切に計画されているか。		
オ 運営業務に関する開業準備・引継業務について、事業者ならではの創意工夫と十分な配慮がなされているか。		
カ その他独自に計画、配慮した点		
2) 食材検収補助業務、調理業務、食物アレルギー対応食調理業務	1 0	3 4 他
ア 食材検収補助が適切に計画されているか。		
イ 食材の適切な温度管理及び調理設備の運転・監視が適切に計画されているか。		
ウ アレルギー対応食(除去食)の提供が適切に計画されているか。		
エ 検食及び保存食の保存が適切に計画されているか。		
オ その他独自に計画、配慮した点		
3) 衛生管理業務	1 0	3 5 他
ア 従業員等の健康管理が適切に計画されているか。		
イ 衛生検査が適切に計画されているか。		
ウ 建物内部及び外周部の衛生管理が適切に計画されているか。		
エ その他独自に計画、配慮した点		
4) 配送・回収業務	1 0	3 6 他
ア 配送・回収のシステムが適切に計画されているか。(配送・回収のシステムとともに、安全で確実な配送・回収が可能な内容となっているか。)		
イ 配送における衛生管理及び汚染防止が適切に計画されているか。		
ウ その他独自に計画、配慮した点		

5) 食器食缶等の洗浄・残滓処理業務	6	3 7 他
ア 食器食缶等及び厨房設備等の洗浄が適切に計画されているか。		
イ 適正分別、減量化及び再資源化の観点から、残滓処理が適切に計画されているか。		
ウ その他独自に計画、配慮した点		
6) 運営備品調達業務	4	3 8 他
ア 調理用器具の調達が適切に計画されているか。		
イ 配送車の調達が適切に計画されているか。		
ウ その他独自に計画、配慮した点		

(4) 提案全体に関する審査

(20点)

審査項目と評価指針	基準 配点	対象とする 主な様式
1) 提案全体に関する審査	20	一他
ア 提案全体として、事業者ならではの有効な提案がなされているとともに、業務の質や効率が高いものとなっているか。(各審査項目間の相乗効果等)		

7 提案審査（価格審査）

(1) 見積金額に関する提案審査

応募者の見積金額に関して、以下に示す方法で配点を行うものとし、基準配点は 80 点とする。

1) 配点の算出方法

応募者の見積金額は、次の算定式（委託料支払総額の上限価格からの割合）に基づき、価格審査の配点を算出する。

2) 配点の計算式

配点 = $30 + \left(\frac{\text{委託料支払総額の上限価格} - \text{見積金額}}{\text{5,000,000 円}} \right) \times 50$

※ 価格審査の配点は、小数点以下第三位を四捨五入するとともに、上限を 80 点とする。

8 優先交渉権者及び次順位交渉権者の選定

(1) 優先交渉権者及び次順位交渉権者の選定（定性審査と価格審査の総合評価）

定性審査の配点（基準配点 120 点）と価格審査の配点（基準配点 80 点）の合計（総合評価値）が優れた提案を行った応募者（優先交渉権者及び次順位交渉権者）を選定し、市がこれを決定する。ただし、総合評価値が最も優れた提案を行った（総合評価値が同点の）応募者が複数いるときは、当該応募者にくじを引かせて優先交渉権者及び次順位交渉権者を選定する。

本事業に関する窓口

東松島市教育部学校給食センター

住所 : 〒981-0304 東松島市川下字内響131-97ひびき工業団地

電話 : 0225-24-9409

E-mail : kyusyoku@city.higashimatsushima.miyagi.jp

URL : <https://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/jigyosya/keiyaku-nyusatsu/jigyosyabosyu/gakkoukyuusyokuc.html>